

【資料編】国民健康保険税水準の統一に向けた状況

令和7年度第1回国保運営協議会
資料1-5 令和7年11月10日

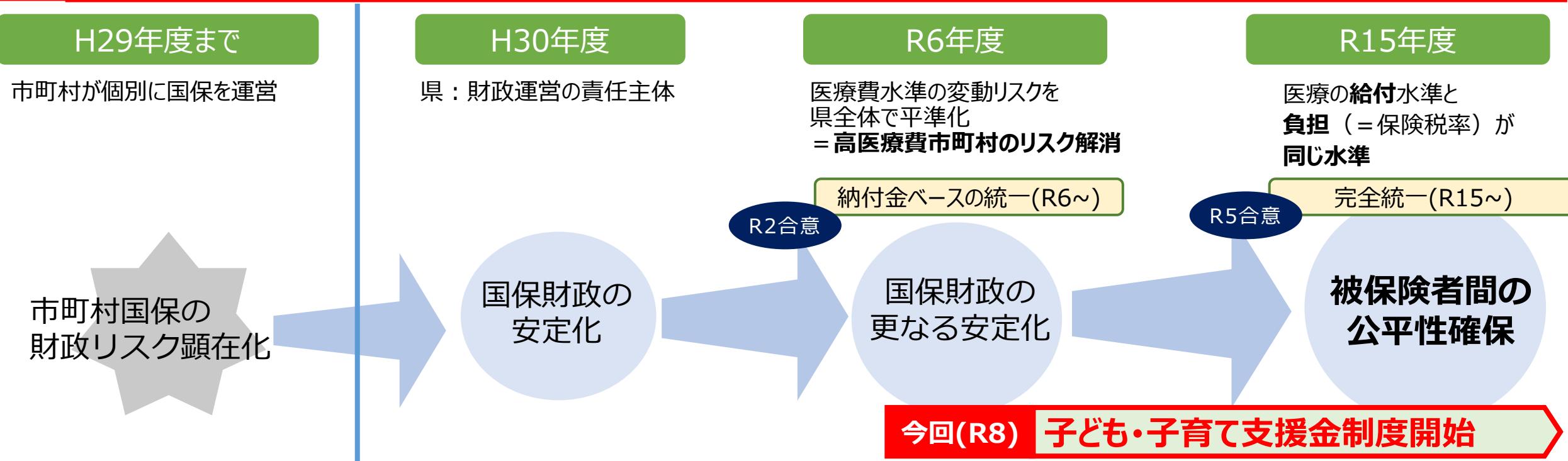
【保険税水準の統一（完全統一）：R15年度～（目標）】

完全統一：県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば、同じ保険税であること。

現在：残る課題について、県及び市町村間で合意形成に向けた協議を進めている。

今回の
改定趣旨

- ・国制度創設（子ども・子育て支援金）に伴い、**運営方針の一部見直し**を行うもの。
- ・あわせて、完全統一前の**段階的な統一（円滑な完全統一移行）**を図るため、
子ども・子育て支援金分の保険税水準について、**R8～先行して県内統一を進める**もの。



【資料編】子ども・子育て支援金制度

令和7年3月13日 全国高齢者医療主管課（部）長
及び国民健康保険主管課（部）長並びに後期高齢者
医療広域連合事務局長会議 資料

子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、
少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。

1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



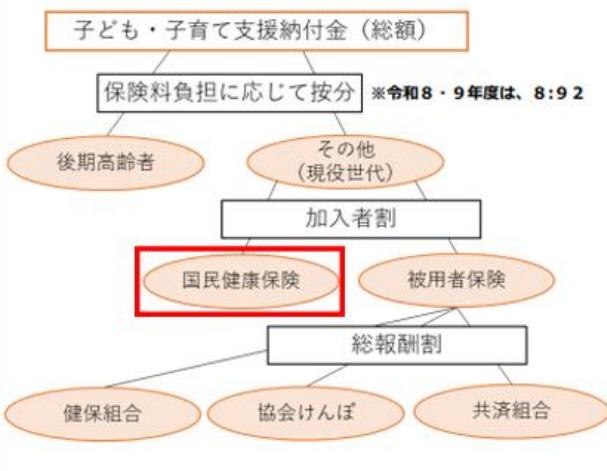
【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ①児童手当（R6.10～）
- ②妊婦支援給付金（R7.4～）
- ③④出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）
- ⑤こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～）
- ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金等

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。



2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。

- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

- 全世代型社会保障改革と負上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

$$\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}}$$

- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

■ ポイント

- 少子化対策の財源として、令和8年度から子ども・子育て支援金制度創設
- 保険者は、現状の保険税と合わせて、子ども・子育て支援金を徴収（R8:一人当たり250円程度/月）
- 国民健康保険は、現行制度の取扱いを踏まえ、低所得者軽減や財政支援等が行われる。

※ 18歳以下は均等割全額軽減

■【参考】保険税の仕組み

保険税区分

区分	概要
医療分	保険給付費を支払う財源のために徴収する保険税
後期高齢者支援金	後期高齢者支援金を支払う財源のために徴収する保険税
介護納付金	介護納付金を支払う財源のために徴収する保険税
【新】 子ども・子育て支援金	子ども・子育て支援納付金分を支払う財源のために徴収する保険税

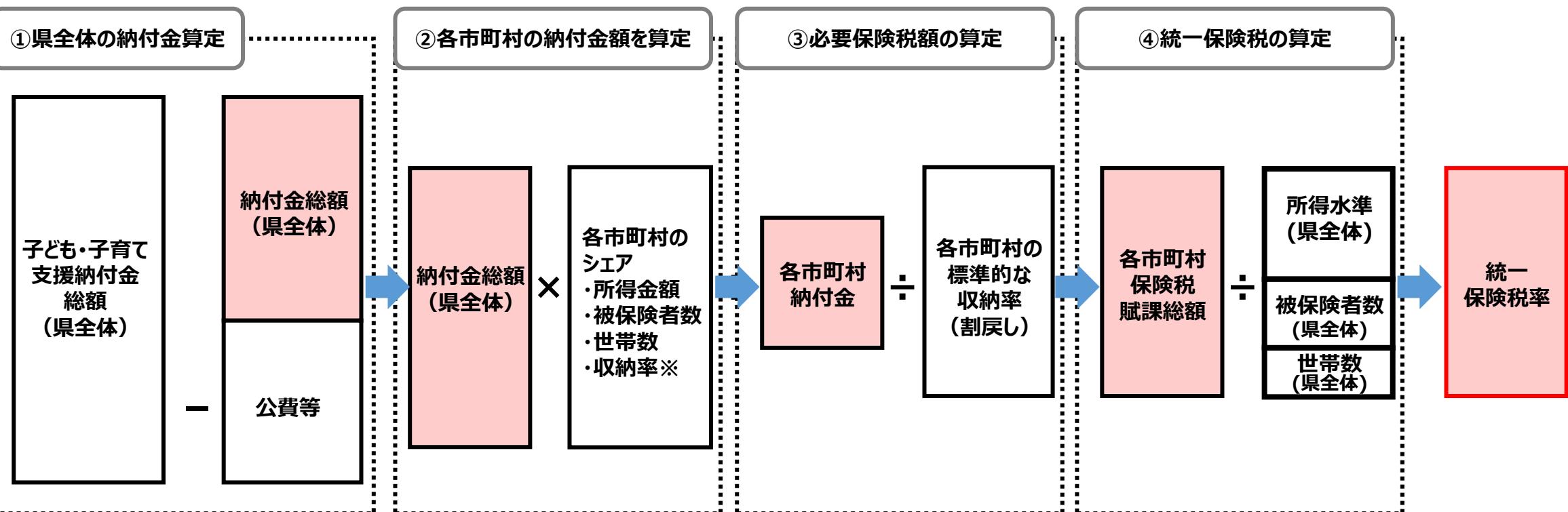
算定方式

方式	概要
所得割	世帯の所得額に率を乗じて算定する保険税
均等割	被保険者 1 人ごとに○○円と算定する保険税
【新】 (子ども・子育て支援金の場合 : 18歳以上均等割)	(18歳以上の) 被保険者 1 人ごとに○○円と算定する保険税 ※18歳未満の被保険者は全額軽減
平等割	1 世帯ごとに○○円と算定する保険税

■ 【参考】子ども・子育て支援金に係る標準保険料率(統一保険税)算定方法

保険税の算定

※一部簡略化



①県全体の納付金を算出

②市町村へ負担能力に応じて按分
- 運営方針で定める標準的な賦課割合と同割合で納付金を按分
1) 応能：応益 = 所得係数(β :1)
2) 応益：均等割：平等割 = 70:30
※収納率の反映は、子ども・子育て支援金のみ

③市町村が必要な保険税を集められるように、収納率で割り戻しを行う。

④ ③の県全体の総額 = 必要保険税を徴収するための税率計算

■ 【参考】子ども・子育て支援分の算定に係る算定方式等

	子ども・子育て支援分	考え方	【参考】医療、後期及び介護分 (第3期国保運営方針)
所得水準の反映	β (全国平均を1とした場合の群馬県の所得水準)	他の区分と同様	β
市町村標準保険料率 の算定方式	3方式 (所得割・均等割 (+「18歳以上被保険者均等割」)・平等割)	他の区分と同様	3方式 (R9年度から)
指数(賦課割合)	①所得割 : 1.0 ②均等割 : 0.7 ③平等割 : 0.3	他の区分と同様	①所得割 : 1.0 ②均等割 : 0.7 ③平等割 : 0.3
標準的な収納率	(現年分の収納額+滞納繰越分の収納額+保険税の法定軽減分に 係る繰入基準額) ÷ (現年分の調定額+保険税の法定軽減分に 係る繰入基準額) ※直近3年間の平均※	県全体の収納率がより高 いほど被保険者の保険税 負担が軽減され、市町村 間の差が小さく公平性も確 保できる調整方法であるこ とから、国の例示を参考に、 市町村の納付金に対する 財源がより実態に即してい る方法を採用。	・市町村ごとの過去3か年平均の現年収 納率 ・収納率の納付金反映の仕組みについては、 協議・検討中。